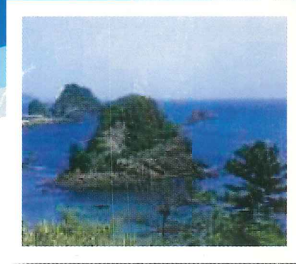




鴨川市都市計画マスタープラン

—都市計画に関する基本的な方針—



平成16年3月

鴨 川 市

ごあいさつ



21世紀の初頭を迎えた今、少子・高齢化の進行、高度情報化の進展、地球規模の環境問題など、時代の流れにより大きく変わろうとしています。

こうした時代に対応していくために鴨川市は、「豊かさを実感できる快適な環境リゾート都市」を基本テーマに掲げた「第3次鴨川市基本構想」の実現のため、都市計画に関する具体的なビジョンを確立し、総合的なまちづくりを進める計画として、このたび「鴨川市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

鴨川市都市計画マスタープランは、「第3次鴨川市基本構想」を踏まえ、市民の皆様で構成した「まちづくり会議」、中学生アンケート等、各方面からのご意見を取り入れ、都市づくりの具体的なビジョンを確立するとともに、都市の将来像を「豊かさを実感する環境共生都市・鴨川」と掲げ、地域の課題に応じた整備方針を総合的に定めたものです。

これからのまちづくりは、長期的な視点に立って、住民と行政とが対話と協調を基本に、互いに協働して創りあげることがより一層重要になってまいります。

今後は、この都市計画マスタープランを基本といたしまして、地域や地区におけるまちづくりの指針として活用していただくと共に、皆様と一緒に「パートナーシップによる都市づくり」に全力で取り組んで参りますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、鴨川市都市計画マスタープランの策定にあたりまして、建設的なご意見、ご提言をいただきました、まちづくり会議並びに関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

平成16年3月

鴨川市長 本多利夫

目 次

序 章 都市計画マスタープランの概要

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の役割	3
4. 計画の目標年次と対象区域	3
5. 計画の構成	5

第1章 都市づくりの課題

1. マスタープラン策定の視点	6
2. 現況と特性	8
3. 都市づくりの視点	11
4. 都市づくりの課題	12

第2章 都市づくりの理念と基本目標

1. 都市づくりの理念	15
2. 将来都市像	15
3. 都市づくりの基本目標	16
4. 計画フレーム	17
5. 将来都市構造	18

第3章 全体構想

1. 土地利用に関する方針	22
2. 都市施設整備に関する方針	31
3. 都市環境形成に関する方針	41

第4章 地域別構想

1. 地域別構想の考え方	44
2. 鴨川地域	47
3. 東条地域	51
4. 江見地域	56

第5章 計画実現の方針

1. 都市づくりの推進方策	60
2. 農地・緑地・水辺空間の保全方策	62
3. 計画実現のための住民参加の仕組みづくり	63

参考資料 ----- 64

現況データ ----- 70

1. 計画策定の目的

「鴨川市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、上位計画である第3次鴨川市基本構想を踏まえ、鴨川市における都市の将来像や土地利用等の基本的な方向性を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本市の都市づくりの総合的な指針とすることを目的としています。

都市計画法第18条の2：

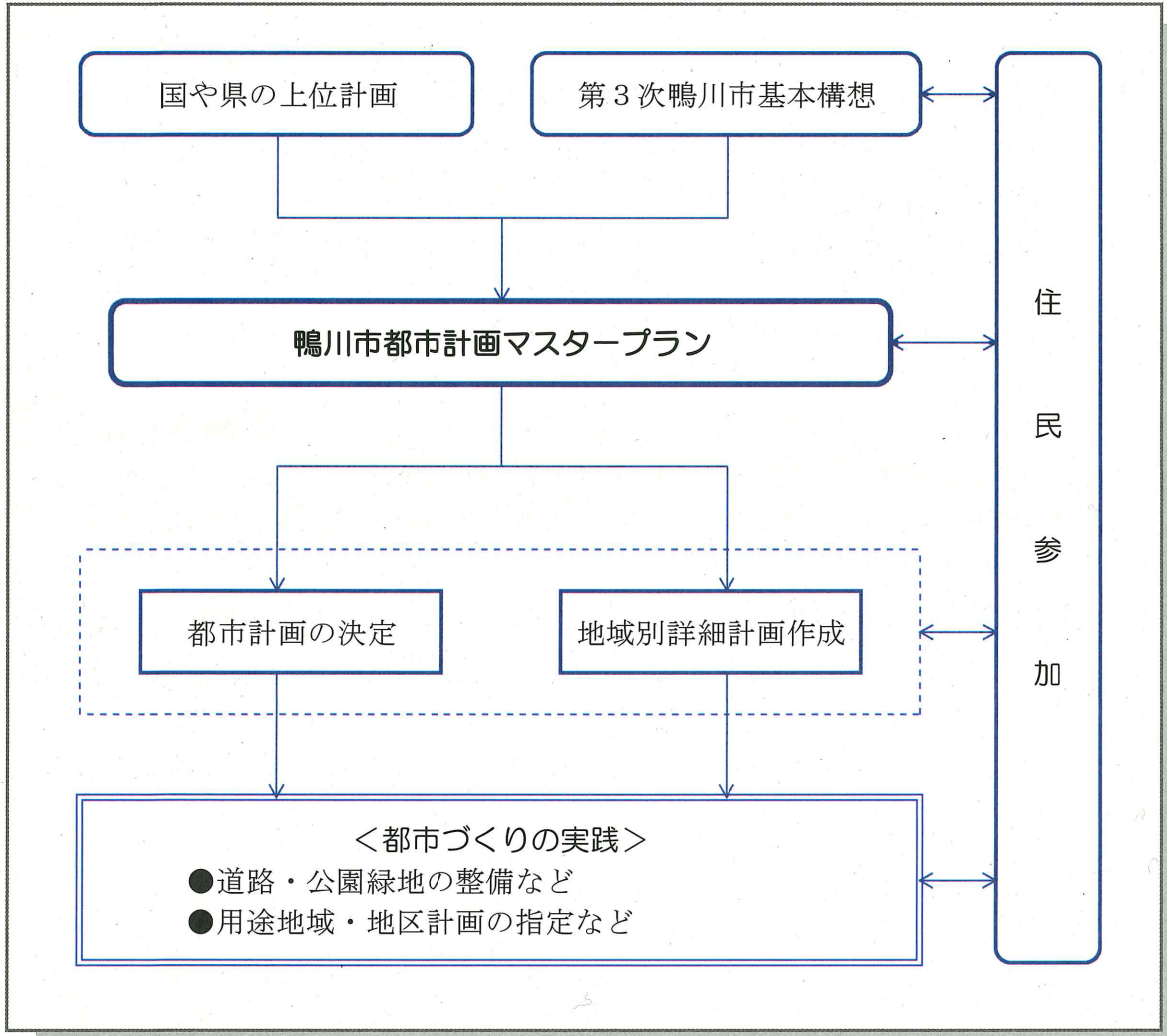
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 計画の位置づけ

鴨川市都市計画マスタープランは、上位計画や関連計画を踏まえ、都市づくりの具体的なビジョンを確立するとともに、都市の将来像や地域の課題に応じた整備方針を総合的に定めたものです。

●鴨川市都市計画マスタープランの位置づけ



3. 計画の役割

鴨川市都市計画マスタープランの役割は、大きく次の3点になります。

●めざすべき将来都市像を具体的に示します

市全体及び地域ごとのめざすべき将来都市像及び目標を明示することにより、都市づくりに対する住民の理解と参加を促進します。

●住民参加による都市づくりの出発点とします

住民と行政、事業者が明確な目標となる将来都市像を共有することにより、住民参加による都市づくりの出発点とします。

●具体的な都市計画の決定や都市づくり事業の指針とします

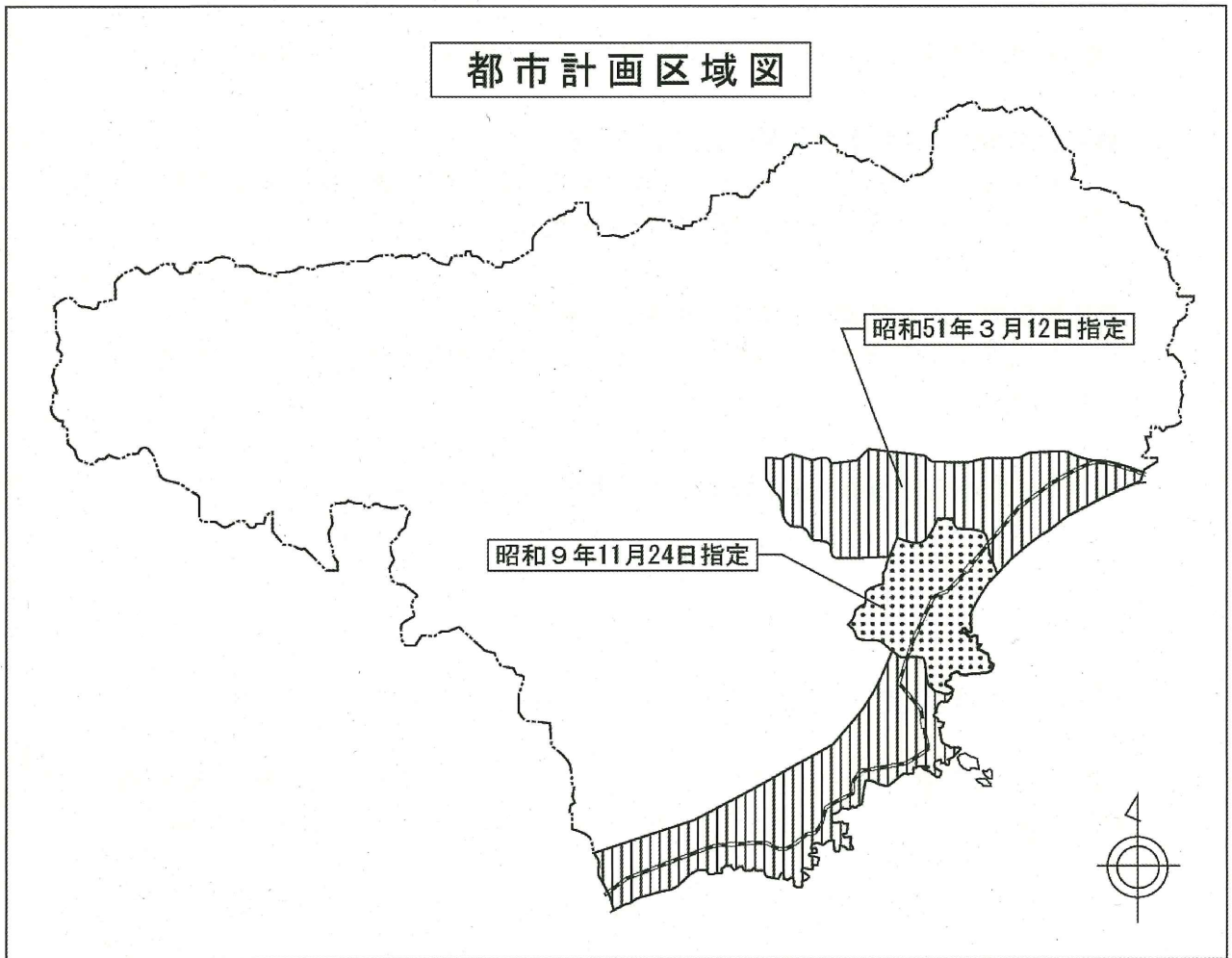
都市計画の決定や都市づくりに関連する行政施策の展開に対して、総合的な調整を図るための指針とします。

4. 計画の目標年次と対象区域

鴨川市都市計画マスタープランは、都市づくり及び都市計画を長期的・継続的に先導する役割を有していることから、目標年次は概ね20年後の平成32年(基準年次：平成12年)とします。

また、都市計画マスタープランの計画対象区域については、都市計画区域を対象とすることが基本となりますが、本市の都市計画区域は市域の一部に限られています。しかし、都市づくりにあたっては全市的な視点が必要となるため、本マスタープランの全体構想では鴨川市全域(14,735ha)を対象とし、地域別構想では都市計画区域(2,061ha)を計画対象区域としています。

●市域図(都市計画区域界)



5. 計画の構成

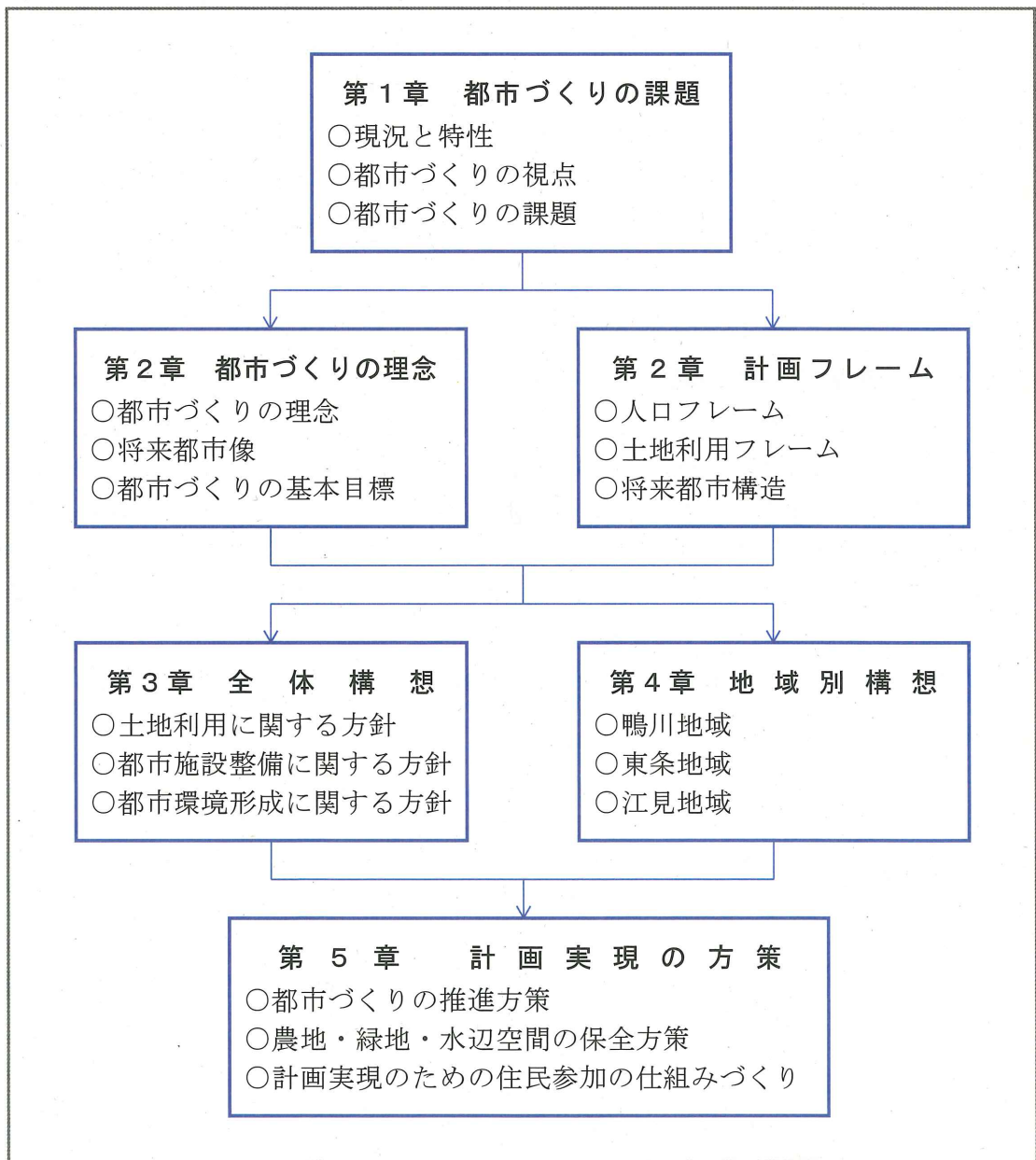
鴨川市都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」と「地域別構想」から構成されています。

「全体構想」では、本市の現況、上位計画等を把握し、都市づくりに関する問題点や課題について整理を行い、将来に向けた都市づくりの理念や基本目標などを明確にしたうえで、全市的な都市づくりに向けた整備方針を示しています。

「地域別構想」では、都市計画区域を3つに区分したうえで、各地域ごとにそれぞれの地域づくりの目標と整備方針を示しています。

また、「計画実現の方針」では、全体構想及び地域別構想に示された整備方針を実現していくための基本的な取り組みについて示しています。

●鴨川市都市計画マスタープランの構成



1. マスタープラン策定の視点

我が国の政治・経済を取り巻く環境は、少子高齢化や高度情報化といった時代の潮流の変化により、大きく変わろうとしています。

こうした時代に対応していくためには、これからのネットワーク社会にふさわしい、地域社会の仕組みづくりやまちづくり、また、高度な情報や技術を持った研究開発系企業の誘致や次世代型サービス産業の育成など、新たな視点に立った取り組みが求められています。

(1) 住民活動の活発化、価値観、意識の多様化と参加型まちづくりの推進

近年、NPO（特定非営利活動法人）等の住民活動の活発化が進み、まちづくりへの積極的な参加が見受けられます。また、地方分権の進展によって市町村が自らの責任において独自のまちづくりを進める環境も整いつつあることから、住民の積極的な参加による都市づくりの推進を図る必要があります。

さらに、物の豊かさから精神的な豊かさを求める住民の価値観や地域づくりに対する意識の多様化に応じていくため、地域個性を重視したまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 少子高齢化への対応

少子高齢化社会の進展による人口構造の変化によって、保健・福祉・医療分野における新たなサービス需要や社会負担の増加が見込まれる社会にあっては、高齢者や共働き世帯が安心して生活が送れるような社会、女性が仕事と育児・家事を両立し、生き生きと生活できるような社会の実現が求められています。

このため、すべての人が普通に生活し、快適な暮らしを享受できるような「バリアフリー」※1 や「ユニバーサルデザイン」※2 への取り組み、さらには育児環境の充実による子育て支援対策等を積極的に進める必要があります。

※1 バリアフリー：

都市環境における物理的な障壁や人間の意識や行動等の背景にある心理的な障壁、そして社会的制度における障壁等を取り除くという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン：

まちづくりや商品のデザイン等に関し、誰もが利用しやすいデザインを初めから取り入れておこうとする考え方。

(3) 生活の広域化への対応

情報通信技術の飛躍的な発展と自動車社会進展に伴う生活・経済圏の広域化に対応するため、周辺市町村との広域的な連携によるまちづくりを推進する必要があります。

(4) 循環型社会の形成

地球規模での環境問題が大きな社会問題となっている状況下、今後の都市づくりにおいては周辺市町村との連携による環境問題への対応、環境への負荷をできるだけ軽減した循環型社会の形成を推進する必要があります。

(5) 広域的な計画に基づく本市の役割

千葉県長期ビジョン並びに南房総地域都市整備計画において、南房総地域は豊かな自然環境と地域の歴史が育んできた伝統文化等を活用して、首都圏のリゾート需要に対応する魅力あるリゾート地域になることが期待されているとともに、本市は南房総地域における拠点都市としての発展可能性が期待されています。

2. 現況と特性

(1) 自然的条件

■内陸丘陵部は貴重な自然空間である

内陸丘陵部は貴重な緑地資源として、恵まれた自然環境を残している。

■臨海部は特色ある水辺空間である

臨海部は、景観的・環境的に特色ある水辺空間として活用されている。

(2) 歴史的条件

■農林水産業を中心として発展してきた

地理的な条件から農林水産業を中心に発展してきた。

■都市的な色彩が強まってきている

全国的な都市化の進展を背景に、従来の農林水産業を中心とした地域社会から、商業・工業・観光など都市的な色彩を強めている。

■歴史的資源が多数点在する

名勝・史跡、天然記念物などに指定された多数の歴史的文化的資源が点在する。

(3) 人口動向

■人口は微減傾向にある

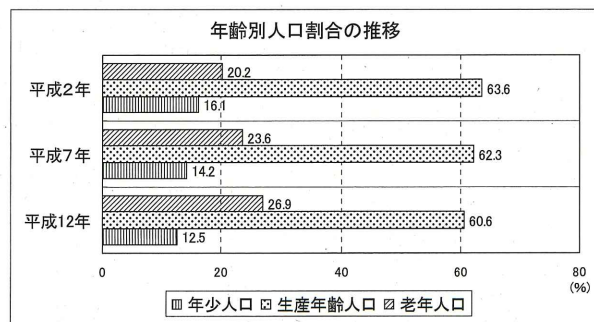
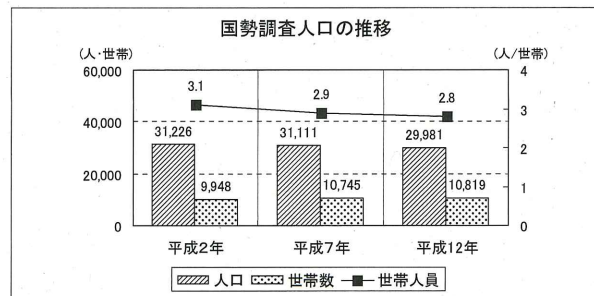
人口は横ばい状態で続いていたが、近年は微減傾向にある。

■世帯数は横ばい傾向にある

世帯数は核家族化の進展により増加傾向がみられたが、近年は横ばい傾向にある。

■少子高齢化が進展している

老年人口比率が着実に増加する反面、年少人口比率は減少し、人口における少子高齢化が進展している。



(4) 産業構造

■第3次産業の比重が高まっている

就業構造における第3次産業の比重が高まっている。

■工場が分散的に立地している

工場は市域全体に分散的に点在し、工場数に比較して製造品出荷額が低く、小規模な工場が多くなっている。

■商業活動は拡大している

大型店舗や幹線道路沿道における沿道立地型店舗の出店等により、商業活動は拡大傾向にある。しかし、小規模な小売事業者は、厳しい経営環境にある。

■農林水産業を取り巻く環境は厳しい

農家数・農家人口とも減少傾向にあり、農林水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。また、農業・漁業労働力の高齢化や後継者不足の問題を抱えている。

■観光産業は停滞している

経済動向を反映して、観光客数は減少傾向にあり、基幹産業となるべき観光産業の停滞化が懸念される。

(5) 土地利用

■農地の宅地への転用が進んでいる

農地の宅地への転用が進んでおり、農地が減少している。

■農工住の混在化が進んでいる

農地の宅地化に伴って、農地と宅地が無秩序に分布し、農工住商の混在化が進んでいる。

■中心市街地の空洞化が進んでいる

商業機能の低下等により、中心市街地の空洞化が進展している。

■中心市街地は不整形な街区が多い

中心市街地は道幅の狭い道路による不整形な街区が多く、一部の密集市街地においては都市環境・都市景観・都市防災上の課題地区がみられる。

■土地利用の区分が不明確となっている

都市計画区域が指定されているが、現時点で用途地域等の指定に至っていない。

(6) 都市基盤施設

■主要幹線道路の交通量は増えてきている

国道・県道など主要幹線道路沿道における店舗立地や通過交通の増加により、朝夕のラッシュ時を中心に交通量が増えてきている。

■一般市道は道幅の狭い道路が多い

幹線市道は整備が進められているものの、一般市道は幅員4m未満の道幅の

狭い道路が多くを占める。

■都市計画道路は未決定となっている

都市計画道路は現時点で決定されていない。

■都市公園は未決定となっている

7ヶ所の市立公園が設置されているが、都市公園法に基づく基幹的な公園としては現時点で決定されていない。

■住宅地周辺での身近な公園が少ない

4ヶ所の児童遊園が整備されているが、住宅地周辺での身近な公園が少ない。

■鉄道駅関連施設が未整備となっている

中心市街地に面する安房鴨川駅西口は駅前広場等の駅関連施設が整備済みとなっているものの、東口では未整備となっている。

■汚水処理は合併処理浄化槽で対応

公共下水道は現時点において未整備となっており、主に合併処理浄化槽で対応している。

■河川の汚れが目立っている

公共下水道が未整備なことから、河川の水質悪化が懸念されるとともに、河川改修が不十分なため水害等の発生が危惧されている。

■海岸の浸食が進展している

東条海岸をはじめとする海岸の浸食が進展しており、防災・環境・利用の相互での利用者間の調整が求められている。

(7) 生活環境施設

■生活環境施設は十分に整備されている

教育施設、文化施設、福祉施設等は十分に整備されているものの、少子高齢化の進展を考慮し、各施設における機能の充実強化が求められている。

特に医療施設については、民間施設を中心に全国的にも非常に高い整備水準にある。

3. 都市づくりの視点

本市の現況特性を踏まえた上で、社会経済情勢の変化、生活者の価値観や生活様式の変化、全国的なまちづくりの動向、都市づくりに関する計画論的観点などから、今後20年間に於ける本市での都市づくりにあたって考慮すべき視点として次の5点を設定します。

(1) 均衡ある都市づくり

都市的な色彩が強まっている本市において、都市的な活動に最低限必要となる都市施設が確保された「均衡ある都市づくり」を進めていくことが求められています。

(2) 生活者主体の都市づくり

人々の日々の営みを基本に捉え、生活者がゆとりと快適さを持って暮らせ、活動できる「生活者主体の都市づくり」を進めていくことが求められています。

(3) 個性ある都市づくり

都市での生活の価値を高めるとともに、そこに住んでいることの誇りを高める観点から、恵まれた自然環境をはじめとする地域特有の資源を活かし独自性のある「個性ある都市づくり」を進めていくことが求められています。

(4) 安全な都市づくり

風水害や火災等の災害発生に対して、安心して生活を営むことができる「安全な都市づくり」を進めていくことが求められています。

(5) 活力に満ちた都市づくり

農業、工業、商業、観光といったそれぞれの産業の振興を促進し、「活力に満ちた都市づくり」を進めていくことが求められています。

以上に示したそれぞれの視点から、本市の都市づくりに関する課題を整理すると次のようになります。

4. 都市づくりの課題

(1) 都市化の進展に対応した合理的な土地利用の実現

都市的な色彩が強まる中で、農地の宅地化に伴う住宅地・商業地・工業地等の宅地の混在化を防止し、都市化の進展に対応した合理的な土地利用の形成を目指していく必要があります。

また、都市の核となる中心市街地の活性化を推進していく必要があります。

(2) 都市の骨格を形成する都市基盤施設整備の推進

都市としての利便性や快適性を高めていくためには、都市の骨格を形成する根幹的な基盤施設の整備を推進していく必要があります。

特に、計画されている地域高規格道路をはじめとする主要幹線道路、都市計画道路、公共下水道等の整備を推進するほか、住宅地周辺での身近な公園や広場などの整備を推進していく必要があります。

(3) 豊かさを実感できる良好な居住環境の形成

用途地域等の指定により、住宅・商業・工業等の適切な配置を検討するとともに、住宅が集積する区域においては、良好な居住環境を保護・育成するため、基盤整備を促進しながら、居住環境面で質の高い住宅系市街地の形成を目指していく必要があります。

(4) 自然環境の保全と自然環境の有効活用

内陸丘陵部に代表される豊かな自然環境は、積極的に保護・保全していくことが必要です。

また、これらの自然環境の保全を前提として、癒しの空間として自然とふれあうことができるように活用を図っていくことも必要です。

さらに、鴨川市環境基本計画との連携により、環境への負荷を少なくし、循環を基調とする社会経済システムを構築することにより、自然環境との共生をめざしていく必要があります。

(5) 優良農地の保全と遊休農地の有効利用

農地は生産基盤としてだけでなく多様な機能(環境、防災、交流等)を有しており、優良な農地を中心に保全を図っていく必要があります。

また、優良農地の遊休化を防止するためには、体験農園等の利用も含め有効活用について検討していくことも必要です。

(6) 密集市街地における防災性の向上

密集状態にある中心市街地においては、道幅の狭い道路の解消、建築物における不燃化の促進を図るため、街路整備を通じて街区形状の改善、防災街区の形成、公共空地の確保などを図り、火災等に対する防災性を高めていく必要があります。

(7) 国土保全対策及び災害防止対策の推進

自然災害の発生を防止するため、地すべり防止対策や急傾斜地崩壊対策、海岸線の浸食防止など国土保全対策の充実を図るほか、河川改修の推進とともに、公共下水道整備との連携による水質浄化、多自然型工法による親水性の確保を図り、安全性とともに親しみの持てる水辺空間を形成していく必要があります。

(8) 人に優しい都市づくりの推進

高齢者や障害者はもちろんのこと、誰もが安心して暮らし、活動できる人に優しい都市づくり（バリアフリー化や育児環境の充実等）を進めていく必要があります。

特に、リゾート地として市民に限らず来訪者にとっても優しい都市づくりを推進していくことが必要です。

(9) 快適性を重視した生活環境施設の整備

生活道路をはじめとする身近な生活環境施設は、単に整備するだけでなく利用者にとっての快適性を重視するなど、生活者優先の視点に立った質の高い生活環境施設の整備を進めていく必要があります。

(10) 交流活動を支援する環境づくりの推進

都市化が進展する中で単に「住む」という側面を考慮するだけでなく、地域の人々や来訪者との交流を大切にし、市民と市民、市民と来訪者が相互にふれあう場の充実など、生活者としての交流活動を積極的に支援する環境づくりを進める必要があります。

(11) 産業活性化のための基盤づくり

農業…首都圏に対する重要な食糧供給地として、特産品の開発や優良農地の集積を進め、農業経営の安定化と営農組合等、組織化の推進により後継者の育成を図っていく必要があります。

工業…工業団地等の整備により工業機能の充実を図るとともに、地域特性に合った企業誘致に努め、新たな就業の場を創出していく必要があります。

商業…中心市街地の活性化を通じて、消費者の多様なニーズに対応できる魅力的な商業地区の形成を図っていく必要があります。

観光…恵まれた自然環境を活かした質の高い観光レクリエーション機能を創出するとともに、既存産業との融合化により通年型リゾート産業を形成していく必要があります。

第2章 都市づくりの理念と基本目標

1. 都市づくりの理念

現代社会は、これまでの経済至上主義を底流とする都市化の進展により自然や環境に大きな負荷を与え、それとともに人々の心も疲弊してきています。また、21世紀初頭には人口減少社会、超高齢化社会が到来しようとしています。

本市は、このような時代の潮流を踏まえ、第3次鴨川市基本構想において『豊かさを実感できる快適な環境リゾート都市』を基本テーマとし、住民参加・協働により、この実現を目指そうとしています。

本マスタープランにおいては、こうした理念を継承し、都市づくりの理念を次のとおりとします。



『パートナーシップによる環境重視の都市づくり』

2. 将来都市像

本市は、山・海・川・平野により形作られた豊かな自然環境の中で、南房総地域における拠点都市として発展すること、首都圏のリゾートニーズに対応する質の高いリゾート地域となることが期待されています。

環境の世紀ともいわれる21世紀は、本市が空間特性として有している変化に富んだ豊かな自然環境が益々脚光を浴びる時代になることが確信されます。

さらに、本市でのこれまでの都市づくりの経緯や歴史的条件などから、将来都市像を次のとおりとします。



『豊かさを実感する環境共生都市・鴨川』

3. 都市づくりの基本目標

(1) 環境共生の創造

豊かな自然環境の維持・保全を基本として、自然環境との調和に配慮しながら豊かな生活に必要な身近な道路や下水道・公園等の生活基盤施設を整備し、環境に負荷を与えない人の営みと環境が共生する都市づくりを推進します。

(2) 永住環境の創造

「都市」は、住民の生活と生業の場として、快適で、安全で、健康で、便利で、楽しく、誇りと愛着のもてる環境であるべきです。

永く住み続けるためには、南房総地域でいちばん暮らしやすい豊かさと優しさを実感できる環境共生都市を目指して、快適で質の高い永住環境を創造する都市づくりを推進します。

(3) 魅力個性の創造

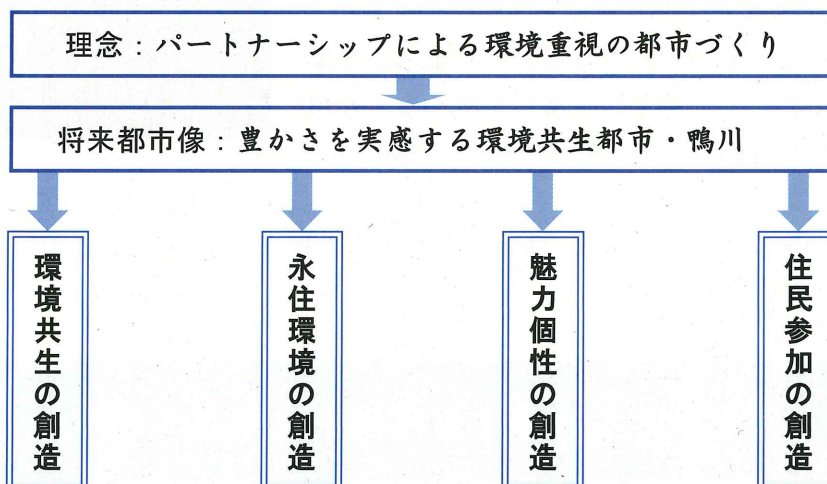
「都市」の個性は、地域にあふれる資源を活かしながら、未来への可能性を追求することにより、特色があり魅力あふれる資源として継承されていきます。

人に優しい都市づくりや美しい都市づくりの推進、さらには都市の活力の源泉となる産業の活性化などにより、環境共生都市にふさわしい個性を創造する都市づくりを推進します。

(4) 住民参加の創造

都市づくりを進めていくためには、長期的な視点に立って、住民と行政が協力し合うことが重要です。

このため、住民との対話と協調を基本にお互いを尊重して支え合い、助け合いながら、全ての住民が躍動する生き生きとした都市づくりを推進します。



4. 計画フレーム

(1) 人口フレーム

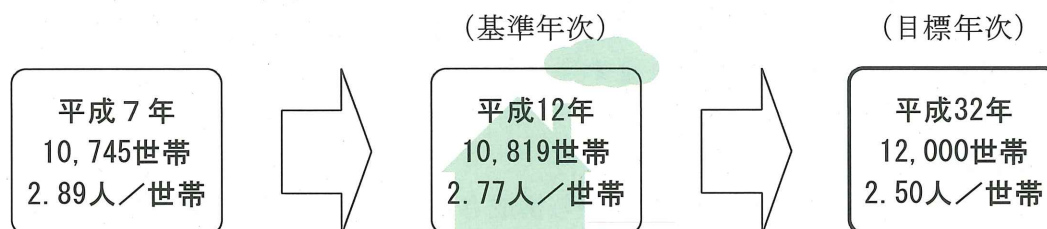
将来人口は、国勢調査における微減傾向が続いており、大幅な人口増加が期待できない状況にあります。現在の人口規模を維持することとし、平成32年における人口を30,000人、世帯数を12,000世帯と想定します。

【将来人口】



注：国勢調査

【将来世帯数】



注：国勢調査

(2) 土地利用フレーム

人口フレームの想定に基づき、世帯数の増加に対応して新たに必要となる住宅用地を約50ヘクタールと想定し、農地や平地林の維持保全を図りながら確保します。

	住宅系土地利用面積	総面積に対する割合
平成12年(実績値：基準年次)	687ha	4.7%
平成32年(推計値：目標年次)	740ha	5.0%

注1：平成12年は地目別面積（鴨川市統計書）による

注2：総面積=14,731ha

5. 将来都市構造

都市づくりの理念と将来都市像及び基本目標を踏まえ、かつ国・県等の計画並びに本市における各種の土地利用計画との整合性を図りながら、将来における都市構造を次のとおりとします。

(1) ゾーンの設定

本市は地形条件などから大きく沿岸ゾーン、市街地ゾーン、丘陵ゾーンの3ゾーンに区分されます。各ゾーンの特性を踏まえ、都市構造における各ゾーンの位置づけを次のように想定します。

①沿岸ゾーン

沿岸ゾーンの大部分は南房総国立公園区域に指定され、マリンスポーツを主体とする広域的なレクリエーションゾーンとなっていることから、今後とも引き続き豊かな自然環境を生かしつつ、海洋性レクリエーションゾーンとしての機能の向上を図ります。

②市街地ゾーン

市街地ゾーンは人口の大部分が集中し、居住、産業、文化など都市的な活動が行われている地域であり、今後とも引き続き豊かな都市生活の実現を目指し、都市的な整備の推進を図ります。

③丘陵ゾーン

丘陵ゾーンは農地及び里山から構成され、緑豊かな自然環境の宝庫となっていることから、今後とも引き続き自然環境の保全を図るとともに、環境共生に配慮しつつ体験交流型レクリエーションゾーンとして自然環境の有効活用を図ります。

(2) 都市拠点の想定

①中心拠点

J R安房鴨川駅を中心とした横渚地区、前原地区を主体とする地区は、公共公益施設の集積をはじめとする公共サービス及び商業業務活動や様々な生活者ニーズに対応する多様な中心商業業務地として再生を図り、豊かな都市生活のための中心拠点地区を形成します。

②東部拠点

東町、西町、広場の各地区を主体とする東条地域の住宅地については、既存の居住環境の向上を図るとともに、自治会等の地域社会単位での身近な生活サービスや地域活動が活発に行えるような東部地域での生活拠点づくりを進めます。

③南部拠点

太海地区、江見地区の住宅地については、海浜型住宅地として既存の居住環境の向上を図るとともに、自治会等の地域社会単位での身近な生活サービスや地域活動が活発に行えるような南部地域での生活拠点づくりを進めます。

④工業拠点

鴨川漁港地区においては、周辺住宅地における居住環境との調和を図りつつ、漁港関連施設の立地を可能にし、水産業における高付加価値化の促進を図ります。

⑤レクリエーション拠点

本市の自然景観の特徴である太平洋及び里山を活かし、南房総国定公園、嶺岡山系自然公園、清澄山系を核とした自然と親しむレクリエーションの拠点の形成を促します。

(3) 交通軸の想定

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を目標として定めるものですが、道路計画についてはさらに長期的な展望に立ってその必要度や整備の緊急度を検討する必要があります。

また、道路は単に交通条件の改善をめざすだけでなく、土地利用の誘導、市街地の安全確保等まちづくりの基盤となる施設であることを念頭に置きその整備計画を策定する必要があります、都市構造の骨格を構成する交通軸を次のとおり想定します。

①広域幹線軸

広域幹線軸は、隣接市町村をはじめ広域的な連絡を強化する道路であり、東京や千葉方面からの主要なアクセス道路となる国道128号及び国道410号を広域幹線軸として位置づけ、道路機能の強化を図ります。

②地域幹線軸

地域幹線軸は、広域幹線軸を補完しながら、地域住民の日常生活における利便性の向上に対して基軸となる道路であり、主要地方道千葉鴨川線、主要地方道鴨川保田線、主要地方道鴨川富山線、一般県道天津小湊田原線、一般県道浜波太港線を地域幹線軸として位置づけ、道路整備の促進を図ります。

③地域連携軸

本市における交流人口の回遊や地域住民の生活利便性の向上に供する補助幹線道路であり、一般県道西江見停車場線を位置づけるとともに、新たに地域幹線軸を補完する補助幹線道路等を計画し、その整備を図ります。

また、中心市街地内での歩行による回遊性を高め、安全で魅力的な歩行空間を確保するため、ウォーキングトレイル事業※等により歩行者専用道路の整備を図ります。

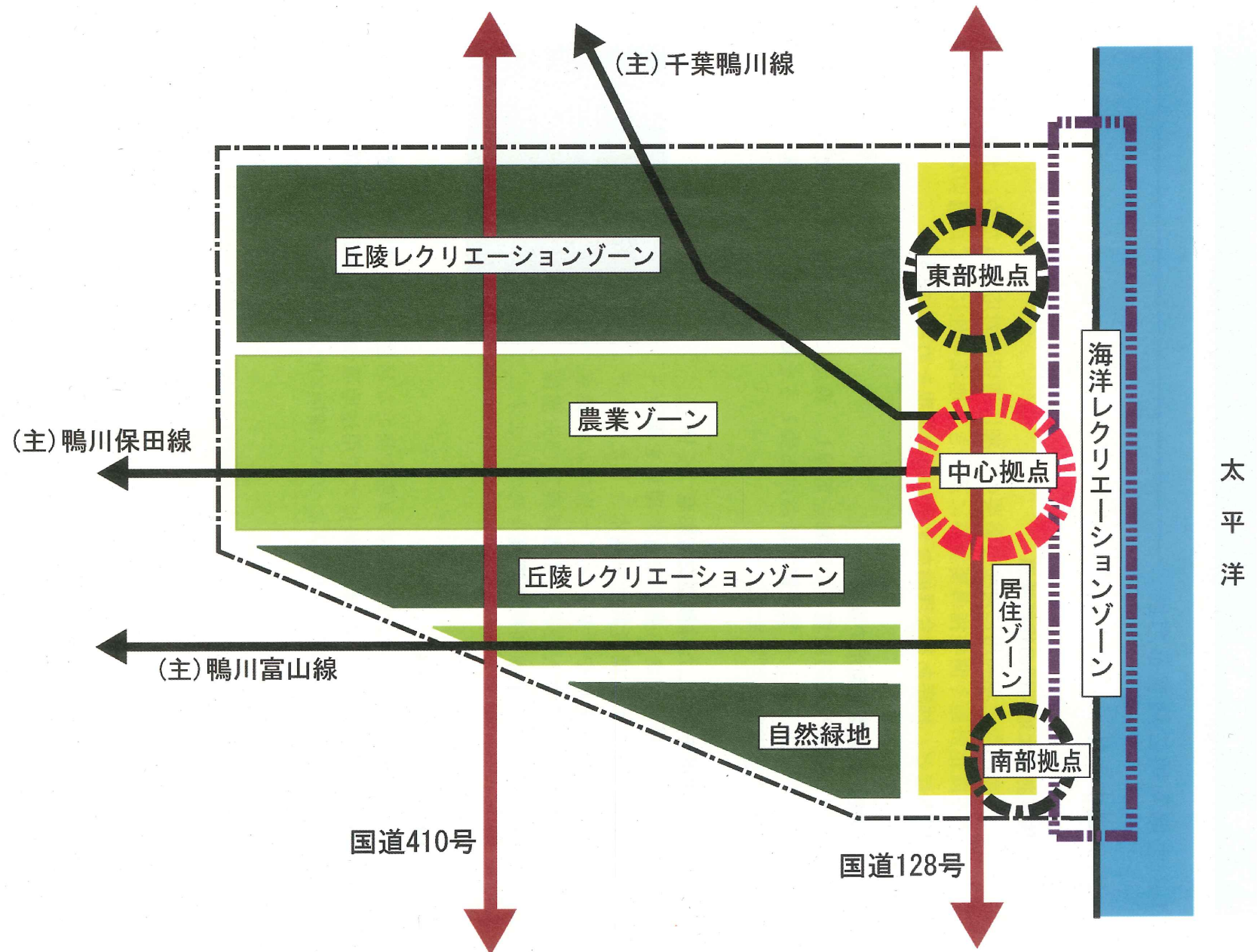
以上に示したゾーンの想定、都市拠点の想定、交通軸の想定を踏まえ、将来都市像の実現を目指した将来のあるべき姿は、次のような都市構造図として表現することができます。

なお、ここに示す都市構造図は概念図であり、具体的な位置や規模等を規定するものではありません。

※ ウォーキングトレイル事業：

国民の歩くニーズに応え、歩くことを通じた健康、福祉活動を支援すると共に魅力ある地域づくりを図るため、生活者がゆとりとうるおいを実感できる質の高い歩行者空間を形成する目的で実施される事業。

将来都市構造(概念図)



注：具体的な位置や規模等を規定するものではありません。